

## 『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の変更について

### 1 基本構想の内容

農業経営基盤強化促進法 第6条に基づき、「効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る」ための所得等の目標、経営の指標、農業経営体に対する農地集積率の目標、さらにその実現のための措置等を示すもの

### 2 変更の理由

令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正により、県基本方針及び市町村基本構想において「農業を担う者の確保・育成」、「農用地の効率的かつ総合的な利用」に関する記載事項等が追加されたことに伴う変更を行うもの

R5.4 【国】 農業経営基盤強化促進法 改正（施行）

R5.4 【国】 農業経営基盤強化促進法 基本要綱 改正（施行）

R5.4 【県】 農業経営基盤強化促進 基本方針 変更（施行）

R5.9 【市】 農業経営基盤強化促進 基本構想 変更（末日までに公告予定）

### 3 変更の概要（主な変更点）

#### (1) 第2「効率的かつ安定的な農業経営の指標」について

1「農業経営の指標」と2「経営管理の方法、農業従事の様態等に関する指標」の2項目による記載に変更。1の記載内容は変更なし、2については県に準じて追記

#### (2) 第3「農業を担う者の確保及び育成を図るための事項」について

項目を追加。記載内容は、変更前の第4の3「農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項」及び4「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項」を移動し、「農業を担う者の確保及び育成の考え方」を追記し、修正

#### (3) 第4の2の(1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」の目標年次について

令和5年4月の市農業構想の改訂に合わせ、目標年次を令和12年度に修正。「面積シェアの目標85%」は、変更なし

#### (4) 第5「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」について

1「地域計画推進事業に関する事項」及び4「農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等」の項目を追加。変更前の3及び4の記載を第3へ移動

#### (5) その他法律改正等に基づく文言修正について

「人・農地プラン」を「地域計画」に変更した事等に伴う文字修正